

# 特別養護老人ホーム ラ・メール白山台 令和8.6.1～

## 月額料金早見表 (30日計算)

介護保険適用となる費用	日毎算定			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		施設介護サービス費		600	671	745	817	887
		日常生活継続支援加算 (I)		36	36	36	36	36
		夜勤職員配置加算 (Ⅲ) イ		56	56	56	56	56
		看護体制加算 (I) イ + (Ⅱ) イ		35	35	35	35	35
	日毎算定費用計 (1ヶ月 (30日) あたり)		727 (21,810)	798 (23,940)	872 (26,160)	944 (28,320)	1,014 (30,420)	
	月毎算定	科学的介護推進体制加算 (I)		40	40	40	40	40
		生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)		10	10	10	10	10
		月毎算定費用計		50	50	50	50	50
	日毎算定+月毎算定合計 (1ヶ月 (30日) あたり)		21,860	23,990	26,210	28,370	30,470	
介護職員等処遇改善加算 (I) □※2 上記日毎算定+月毎算定合計×17.6%		3,847	4,222	4,613	4,993	5,363		
<b>A 介護保険適用費用月額※3</b>		<b>25,707</b>	<b>28,212</b>	<b>30,823</b>	<b>33,363</b>	<b>35,833</b>		

※1 入所時に一度だけ『安全対策体制加算』(20/回)を算定いたします。  
 ※1 利用期間中に外泊される際、月に6日を限度とし外泊時加算(246/日)を算定する場合がございます。  
 ※1 療養食(該当者のみ)を提供する際、療養食加算(6/回)を算定いたします。  
 ※2 介護職員等処遇改善加算は目安となります。(加算により変動いたします)  
 ※3 初回利用時のみ30日を限度として『初期加算』(30/日)を算定いたします。

食費・居住費	日毎算定			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
		食費		300	390	650	1,360	1,445
		個室居住費		380	480	880	880	1,231
		多床室居住費		0	430	430	430	915
	食費・居住費(個室)合計		680	870	1,530	2,240	2,676	
<b>B-① 月額(30日計算)</b>		<b>(20,400)</b>	<b>(26,100)</b>	<b>(45,900)</b>	<b>(67,200)</b>	<b>(80,280)</b>		
食費・居住費(多床室)合計		300	820	1,080	1,790	2,360		
<b>B-② 月額(30日計算)</b>		<b>(9,000)</b>	<b>(24,600)</b>	<b>(32,400)</b>	<b>(53,700)</b>	<b>(70,800)</b>		

C その他の費用	日用品費		実費
	行事等活動費		実費
	医療費(治療及び健康診断料)		実費
	理美容代	散髪代 顔そり代	実費

※A(介護保険適用費用月額)+B(食費・居住費の月額)+C(その他の費用)=月額料金となります。

※Bは①(個室)、②(多床室)のどちらかを算定いたします。

月額料金目安		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	個室	46,107	48,612	51,223	53,763	56,233
	多床室	34,707	37,212	39,823	42,363	44,833
第2段階	個室	51,807	54,312	56,923	59,463	61,933
	多床室	50,307	52,812	55,423	57,963	60,433
第3段階①	個室	71,607	74,112	76,723	79,263	81,733
	多床室	25,707	28,212	30,823	33,363	35,833
第3段階②	個室	92,907	95,412	98,023	100,563	103,033
	多床室	79,407	81,912	84,523	87,063	89,533
第4段階	個室	105,987	108,492	111,103	113,643	116,113
	多床室	96,507	99,012	101,623	104,163	106,633

### [利用者負担段階]

- 第1段階＝世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方、生活保護を受給している方
- 第2段階＝世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の方
- 第3段階①＝世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円超120万円以下の方
- 第3段階②＝世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額120万円超の方
- 第4段階＝市町村民税課税者が世帯にいるか、本人が市町村民税課税者の方(44,400円)
- 第4段階＝年収金額が約770万円超約1,160万円未満の方(93,000円)
- 第4段階＝年収金額が約1,160万円以上の方(140,100円)
- 第4段階＝第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証：1割負担は年金収入年額280万円未満
- 第4段階＝第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証：2割負担は年金収入年額280万円以上340万円未満
- 第4段階＝第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証：3割負担は年金収入年額340万円以上